

## 「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、  
地元京都をはじめとする  
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



### 京都総合法律事務所メールマガジン No.83

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

「京都から紛争をゼロにする。」を合言葉に今月もメルマガスタートです。

<目次>

- 【1】 今月の法律ニュースTop 3
- 【2】 京都総合法律事務所のサービス
- 【3】 編集後記（雛形等の各種無料ダウンロードもこちら）

## 【1】 今月の法律ニュースTop 3

### 第3位 自律走行ロボットが事故を起こした場合

経済産業省の「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」での想定事例の解説、今月号は事例6を修正してご紹介します。

<事例6 修正：自律走行ロボット>

Q.

C社は自律走行ロボットのメーカー。

D社は物流業者。

D社の自社倉庫でC社の自律走行ロボットを活用していたところ、事故（D社の作業員の負傷、自律走行ロボットのバッテリーからの発火による荷棚への延焼等）による事故が発生した。

Q1. C社はどのような責任を負うか。

Q2. D社はどのような責任を負うか。

A1. C社の責任

C社は製造物責任を負う可能性がある。

製造物責任における「欠陥」は、

- ①製造上の欠陥
- ②設計上の欠陥
- ③指示・警告上の欠陥

の三類型に整理されるのが一般的。

①製造上の欠陥においては、合意された仕様や設計が重大なバグ等の不具合により発揮されなかったような場合が想定される。

②設計上の欠陥においては、重量・速度・停止距離等の安全に関わる設計、その他合意された設計やカスタマイズの内容を踏まえ、当該事故を回避可能な代替設計が存在したか否かが評価される。

他方、稼働現場はユーザ（今回の事案ではD社）の管理下にあるため、D社側での安全確保措置も重要となる。D社において合理的に予見可能な事象であり、ユーザ・作業員による事故回避の実効性・容易性が認められる場合や、製造者から禁止事項と指定された内容に反した使用方法を取った場合は、欠陥が否定される方向に傾く。

③指示・警告上の欠陥においては、自律走行ロボットはソフトやハードの複雑な統合によって構成されるため、ユーザ（D社）が安全性能を適切に発揮し合理的な回避行動を取る前提として、性能限界や残留リスクの明確な説明が求められる。

中長期的な課題として、今後、AIが動的に環境地図を更新したり経路を生成することにより、柔軟な環境への対応可能性が広がり得るが考えられます。研究会では、これに伴いAIが予測困難な挙動をした場合、欠陥判断をどのように行うべきか（開発危険の抗弁が認められる余地があるのか等）が議論されています。

<欠陥を否定する考慮要素として示されたもの>

- ・AIが広範な制御権限を有することは適切であったか（環境への柔軟な対応という目的との関係で必須であったか）。
- ・誤判断に備えて適切なフェールセーフを備えていたか。
- ・AI開発者によるAIガバナンスの実施状況（開発上合理的に可能な範囲でAIの精度を向上させること、実運用に近い環境下で精度や安定性を検証すること等）。

- ・運用過程で生じた事故の再発を防止するためのアップデートを含め、事故を防止するための最善の手段を講じていたか。
- ・これらのような取組みにより事故率が低い割合に抑えられていたか。
- ・生じた事故が、事前に把握していたリスクとは異質ないし特異なものであったか。
- ・運用過程での継続学習によってAIの性質が変化していたか。

## A2. D社の責任

D社には、労働契約上の安全配慮義務として、労働者の安全と健康を確保する観点からリスクアセスメントを行うべき立場にあり、事業所における潜在的な危険源を特定し、そのリスクを評価し、適切な低減措置を講じる義務がある（労働安全衛生法28条の2）。

研究会での想定事例はこの6つでした。

このような検討を経て、経産省は、「AI利活用における民事責任の解釈運用に関する手引き」（案）をパブリックコメントにかけました。

今後、AIをめぐるトラブルに巻き込まれることもあると思います。

そんなときに、「そういえばどっかのメルマガで手引きっぽいものが紹介されていたな」と思い出すきっかけになればと思ってご紹介します。

# AI利活用における民事責任の解釈運用に関する手引き

## 第2位 遺言や成年後見制度の改正

遺言や成年後見制度に大きな改正がありますのでご紹介します。

### 1. 遺言

遺言書には、大きく①自筆証書遺言（手書きの遺言書）と②公正証書遺言（公証人役場で作成する遺言書）があります（秘密証書遺言というのもありますが割愛します）。

手書きは難しいけど、PCなら作成できるという状況もあると思います。

社会情勢を反映し、今後新たにデジタル遺言書という選択肢も加わります。

法務局にオンラインで繋ぎ、そこで意思確認や読み上げをしてデジタル遺言書を作成するという流れで、検認も不要になります。

現在、要綱案が示された段階ですので、施行はまだ先ですが、活用の幅が広がりそうな改正ですのでご紹介します。

## 2. 成年後見制度等

現行の成年後見制度では、意思能力の程度に応じ、「後見」「保佐」「補助」の3類型に区別し、それぞれの権限が明確に線引きされています。

そのため、柔軟な対応が難しい場面も生じており、特に「後見」の場合、後見人に包括的な代理権や取消権が与えられているため、本人の自己決定が大きく制限されているという課題もありました。

さらに、現行の成年後見制度には、一度利用を開始すると、本人の判断能力が回復しない限り終了できないという課題があり、「親の判断能力が衰えて心配だけど、成年後見を申し立てると後戻りできないし、窮屈になるしなあ…」というお悩みに対するのが難しい状況もありました。

この成年後見制度が26年ぶりに大改正されることになりました。

示された要綱案では、

- ①現行の「後見」「保佐」「補助」の3類型を廃止し、「補助」に一本化
- ②家庭裁判所の判断により途中で終了できる規定を新設

というこれまでの課題を克服する内容となっています。

経済活動が持続可能であるためには、それを担う人々の日常生活が持続可能であることが不可欠です。

事業や家庭のBCP（事業継続計画）の一環として、これからの人生の中で一番若い今日のうちに、万が一明日何かあっても事業や家庭がまわるよう、これらの制度について知識を補充し、有効活用するようにしてください。

### 第1位 体験入店は採用内定？

レストランを経営するY社は、ハローワークに正社員募集の求人を出していました。

Xはこれを見て応募し、ウェブで面談をしました。

その後、Y社がXに「まずは一度体験入店をして頂けたらと考えています。」というメールを送ったところ、Xは、「この度は内定を頂きまして、誠にありがとうございます」というメールを送りました。

その後、Y社が体験入店を保留するメールを送ったところ、Xは労働契約が成立していると主張し、地位確認等を求めて裁判になりました。

うう・・・という気持ちになる事案ですよね。

令和7年1月22日、東京地裁は、Xの請求を棄却しました（労働判例2026年2月1日号100ページ）。

### 弁護士リチャードソンのコメント by X

知見の幅が広い皆さまにおかれましては、「体験入店」なるものも諸々ご案内のことと存じますが、これをとらえて「採用内定」であると主張した強者がおられたそうで。せやから体験や言うてるやろがい、というお話ですが、誠にしんどいことでございます。無事、請求棄却の様様です（東京地判R7.1.22）。

ちなみにこちらのご当人、裁判を起こす前に労基へ飛び込んでおられまして、当該事業所は「体験入店の際の労働条件通知書を交付していない」と是正指導を受けたとか。ここで素晴らしいのは、備考欄に「選考過程における体験入店」と明記されたところでした。これはなかなかできないファインプレーかと。

最先端の労働情報は弁護士リチャードソンでキャッチアップ。

## 弁護士リチャードソンのX

弁護士リチャードソンこと伊山正和弁護士が新刊を発売しました！

使用者側弁護士としての視点から、企業の持続的な成長とリスク回避のために「今、本当に備えておくべき規程」が具体的に解説されています。

### 「備えておくべき社内規程」

- ✓ 経営者・人事担当者・士業の皆さんへ
- ✓ ネットのひな形では防げないリスク
- ✓ 裁判例を踏まえた「負けない」条文
- ✓ 使用者側弁護士が現場で感じた「必須規程」
- ✓ 自社の規程をアップデートする武器に

<弁護士リチャードソンの特別コメント>

実用性とエンタメが奇跡のコラボ 森の小動物がコンパクトにお届け、新感覚の規程集がここに誕生 寸劇で「あるある」、ひな形で「さくさく」、会社の仕組み作りを最短ルートで面白く その瞬間を皆さまのお手元にお求めは全国書店、電子書籍で

「事件は会議室じゃない、規程の中で起きているんだ！」

## 備えておくべき社内規程

### 【2】京都総合法律事務所のサービス

当事務所は訴訟や交渉といった臨床法務の知見を活かした予防法務・戦略法務としてこんなサービスを提供しています。

- ✓ 会社に機動的な弁護士集団を「リーガルサポート」
- ✓ プロが矜持と覚悟をもって臨む「契約書チェックサービス」
- ✓ 上場企業、大学、病院等での多数の実績「ハラスメント等の通報窓口」
- ✓ 景品表示法・薬機法対応「広告チェックサービス」
- ✓ 「お客様は神様です」の誤解を解き、従業員を守る「クレームガード」
- ✓ 意思決定、ガバナンスに最適な弁護士を「社外役員」

[詳しくはこちら](#)

### 【3】編集後記

時差のお陰で朝や夜にテレビをつければミラノ・コルティナ冬季オリンピックをやっているというちょっとしたご褒美の2月でした。

スノーボードが格好良いのは間違いないのですが、デュアルモーグルとかめっちゃ燃えました。個人的にはエアリアルも好きな種目でした。

いまだに熱狂冷めやらぬフィギュアスケートは本当に素晴らしかったですし、選手の皆様の人間性に深く感動しました。

心技体揃ったトップアスリートの姿を見て、自分も日常生活を丁寧に過ごさねばという思いを新たにしました。

阪神タイガース、石井大智投手の大怪我、言葉がありません。

ですが、その隙間に新たな希望が生まれるはずです。

そして、戻ってきた石井投手と素晴らしい競争があるはずです。

ただただ応援。

F1は、Hondaがワークス参加するAston Martin Aramco Formula One Teamの合同テストについて厳しい状況が報道されています。

開幕後のフェルナンド・アロンソ選手の発言に注目が集まりますが、目線の中長期に定め、こちらもただただ応援。

全力投球中の民事再生は、各社のプレスリリースのとおり、スポンサーに支えていただきながら国策を推進していきたいと思えます。

引き続きチーム一丸となってまっすぐに突き進みます。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

[各種無料ダウンロードはこちら](#)